

別紙（諮問第79号関係）

第1 審査会の結論

審査請求人（以下「請求人」という。）による令和4年9月16日付け及び令和4年10月5日付けの開示請求に対して、宮崎県教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和4年9月29日付け及び令和4年10月19日付けで行った公文書不開示決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 令和4年9月16日付け公文書開示請求

請求人は、実施機関に対し、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和4年9月16日付けで次の内容について公文書開示請求を行った。

- (1) 平成2年度南方小学校長及び教員1名に関する経歴等文書
- (2) 平成3年度南方小学校教員1名に関する経歴等文書
- (3) 平成4年度南方小学校教員1名に関する経歴等文書
- (4) 平成5年度南方小学校教員1名に関する経歴等文書
- (5) 平成6年度高千穂小学校長及び教員3名に関する経歴等文書
- (6) 平成7年度高千穂小学校教員1名に関する経歴等文書
- (7) 平成11年度延岡西高等学校の教員一覧
- (8) 平成11年度延岡西高等学校長に関する経歴等文書
- (9) 平成12年度延岡西高等学校長に関する経歴等文書
- (10) 延岡西高等学校が廃校になった理由が分かる文書
- (11) 直近10年間で延岡高等学校で実施した東大模試の成績結果であって、全国成績順位だけが分かる文書
- (12) 請求人が平成11年度から平成13年度に在籍していた高等学校が、請求人に関して記録した文書

2 令和4年9月29日付け公文書開示決定及び公文書不開示決定

実施機関は第2の1の公文書開示請求に対し、別表1及び別表2の「決定通知書に記載された公文書の名称」欄に掲げる文書を特定し、別表1については公文書開示決定、別表2については公文書不開示決定を行い、公文書開示決定通知書及び公文書不開示決定通知書により令和4年9月29日付けで請求人に通知した。

3 令和4年10月5日付け公文書開示請求

請求人は、実施機関に対し、条例第5条の規定により、令和4年10月5日付けで以下の内容について公文書開示請求を行った。

- (1) 直近10年間で延岡高等学校で実施した東大模試の成績結果であって、全国成績順位だけが分かる文書
- (2) 平成4年度に南方小学校の教員だった者が教員の職務を執行する上で作成した文書
- (3) 平成6年度に高千穂小学校の教員だった者に係る文書

4 令和4年10月19日付け公文書不開示決定

実施機関は第2の3の公文書開示請求に対し、別表3の「決定通知書に記載された公文書の名称」欄に掲げる文書を特定した上で公文書不開示決定を行い、公文書不開示決定通知書により令和4年10月19日付けで請求人に通知した。

5 審査請求

請求人は、令和4年11月23日に別表2の⑨から⑰までに係る公文書不開示決定及び別表3の⑳及び㉑の公文書不開示決定を不服として審査請求を行った。

また、実施機関が請求人の令和4年11月23日付け審査請求に対し、審査請求内容の補正を求めたことを不服として、請求人は、令和4年12月6日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求は不開示文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

請求人が主張する本件審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね次のとおりである。

(1) 教員の経歴等文書（別表2の⑨から⑰まで。以下「文書1」という。）について

ア 文書1は、教員の職務の遂行に係る文書である。

イ 第2の2で開示された平成2年度から平成7年度までの宮崎県教職員録には、個別の教員の学歴、大学卒業年度が記載されており、教員の個人情報の全てを開示しないとするのは相当ではない。

ウ 教員の人事に関する文書は、教員の能力を知るための公共性の高い情報であり、人事管理に支障が生じるおそれのない部分は開示できると解するべき。

(2) 模擬試験の成績結果の文書（別表2の⑰及び別表3の⑳。以下「文書2」という。）について

ア 文書2について、受験者の権利利益を害するおそれがある部分以外を開示しても、条例に反せず、個人が特定されるおそれはない。

イ 文書2は、高校の実力を知るための情報として公共性が高く、個人情報を除いて開示される必要があるため、不開示決定は不当である。

(3) 小学校教員の職務遂行に係る文書（別表3の㉑。以下「文書3」という）について

ア 実施機関は、公文書を保有していないため、文書3を不開示としたが、教員の職務に関する文書とは、授業の内容その他のことと解されるところ、実施機関が開示請求に係る公文書を保有していない理由がわからない。

(4) 審査請求書の補正命令について

ア 実施機関は、開示対象公文書を特定する作業を遅らせており、早急の開示決定しようとする意思が感じられない。

イ 本件審査請求は、実施機関がただちに処分を取り消しを行い、開示対象公文書について、開示すべきである。

第4 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関が、弁明書で主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 文書1について

ア 文書1には、教員の氏名、本籍、生年月日、学歴や採用以来の教員の履歴事項に関する情報が記録され、全体として個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものである。

一般財団法人宮崎県教育会館が発行する宮崎県教職員録は、当該教職員録作成時点で各所属に配属された教職員の職名、身分及び氏名を明らかにしているにすぎず、このことをもって、文書1に記録されているような教員の履歴事項

に関する情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められない。

また、文書1に記録されている教員の履歴事項は、教員個人の情報であり、公務員の職務の遂行に関する情報とはいえない。

よって、文書1は条例第7条第2号に該当し、同条ただし書ア及びウに該当しないため不開示とした。

イ 文書1を開示すると、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第7号エに該当するため、不開示とした。

(2) 文書2について

ア 文書2には、受験者の氏名、クラス、出席番号及び成績が記載されており、成績以外の事項については、特定の個人を識別することができる情報である。

成績については、一つの項目だけでは個人を識別することはできないものの、受験者が知人等に模擬試験を受験したことを伝えている可能性もあり、他の情報と照合することで、特定の個人を識別することができる情報となる。

また、模擬試験の受験者数は数名と限られており、成績のみを開示しても、受験者の個別の順位を推測することは可能である。

さらに、受験者の成績は、個人に関する機微な情報であり、明らかとなった場合、受験者の権利利益を害するおそれがある。

以上により、文書2は条例第7条第2号に該当するため、不開示とした。

イ 文書2は、模擬試験の実施法人が作成し、受験者の進学指導以外の目的には使用しないことを含め、公にしないとの条件のもとで、法人から学校へ任意に提供されたものである。

よって、文書2を開示すれば、学校の進学指導に支障を及ぼすおそれがあるにとどまらず、個人情報の不適切利用に該当するおそれもあることから、条例第7条第4号に該当するため、不開示とした。

(3) 文書3について

ア 文書3は、学校で保存、管理される文書と考えられるが、公立小学校の設置・運営主体は市町村であるため、県教育委員会は保有していない。

(4) 審査請求書の補正命令について

ア 補正命令については行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条に規定されている手続であり、請求人の審査請求書に不備があったため、補正命令を行ったものである。

第5 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和5年 3月30日	諮問を受けた。
令和5年10月30日	諮問の審議を行った。
令和6年 1月15日	諮問の審議を行った。
令和6年 4月22日	諮問の審議を行った。

第6 審査会の判断理由等

当審査会は、実施機関の不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 文書1について

(1) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号は、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限保護するため、個人に関する情報は不開示とすることを定めたものである。

文書1の内容について、当審査会で確認したところ、文書1には教員の氏名、本籍、生年月日、学歴及び採用から現在に至るまでの所属等の教員に関する詳細な記録が記載されていた。これらの情報は、特定の個人を識別できる情報であると判断できることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

条例第7条第2号ただし書アでは、個人に関する情報であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、開示することが規定されている。確かに過去の宮崎県教職員録では、個別の教員の卒業大学及び卒業年度が記載されているが、このことをもって、教員の履歴事項が公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、ただし書アに該当しない。

条例第7条第2号ただし書ウでは、当該個人が公務員である場合において、公務員等の職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名、職務遂行に係る情報については開示することとされている。文書1は、教員の情報ではあるものの、教員が担当する具体的な職務の遂行との直接の関係を有せず、人事管理上保有する教員の情報であるため、ただし書ウにも該当しない。

したがって、文書1は条例第7条第2号に該当し、ただし書ア及びウに該当せず、ただし書イ及びエに該当する事情もないと認められる。

(2) 条例第7条第7号エの該当性について

条例第7条第7号エは、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う、人事管理に係る事務に関し、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に影響を及ぼすと認められるものについては不開示とすることを定めたものである。

文書1は実施機関が人事管理上保有する、教員の個人に関する情報であり、これを開示すると、人事管理に係る事務に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第7号エに該当すると認められる。

(3) 実施機関の判断について

第6の1(1)及び(2)により、文書1は条例第7条第2号及び条例第7条第7号エに該当するため、文書1を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

2 文書2について

(1) 文書の不存在について

実施機関は、平成30年度以前の文書2について、県教育庁等文書取扱規程(平成2年教育委員会教育長訓令第4号)に照らして、保存期間を3年としているため廃棄しており保有していないと主張する。この説明に特に不合理な点は認められないことから、平成30年度以前の文書2は存在しないと判断し、以下(2)から(4)までは令和元年度以降の文書2について検討する。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

文書2には、受験者の氏名、クラス、出席番号及び模擬試験の個人別成績が記載されており、このうち、成績以外の情報については、特定の個人を識別できる情報であるため、条例第7条第2号本文に該当し、ただし書アからエまでに該当する事情もないと認められる。

一方で、模擬試験の個人別成績については、個人に関する情報ではあるが、当該模擬試験の受験者数は10名程度であり、一般に入手可能な情報と結びつけて、特定の個人を識別することは不可能である。

なお、当審査会による調査の際、実施機関は、一般に入手可能な情報の例として、大学合格者数の高校別順位を挙げているが、これは模擬試験の個人別成績と何ら関係がない。

また、条例第7条第2号に定める「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人の人格と密接に関係したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものと解すべきであるが、特定の個人を識別できない模擬試験の個人別成績は、そのようなものであるとは認められず、条例第7条第2号に該当しない。

(3) 条例第7条第4号の該当性について

条例第7条第4号は、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下で任意に提供された情報は、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報とするものである。

当審査会が確認したところ、当該模擬試験は、学校が参加生徒を取りまとめ、模擬試験の実施法人に参加申込みを行っており、学校での試験の実施から学校への成績の返却までが一連のものとして行われていた。

また、参加申込みの際には、実施法人から学校に対し、成績結果については進路指導・学習指導以外の目的に使用しないとの条件が提示され、学校はこの条件を了承していた。

つまり、模擬試験の個人別成績は、学校と実施法人との間で、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件を交わした上で、学校に任意に提供された情報であり、条件については合理的なものと認められる。

さらに、模擬試験の個人別成績については、通例として公にすることが予定されている情報とはいえない。

以上により、模擬試験の個人別成績は条例第7条第4号に該当する。

(4) 実施機関の判断について

第6の2(1)から(3)により、受験者の氏名、クラス、出席番号は条例第7条第2号に該当し、模擬試験の個人別成績は条例第7条第4号に該当するため、文書2を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 文書3について

請求人が請求する公文書は、教員が授業その他について作成した文書である。

実施機関は、小学校の教員が作成する文書について、学級経営案や授業のために作成する資料、保護者向け資料等があると推測されるが、宮崎県教育委員会が直接教員から收受することはないと主張する。

この説明に特に不自然な点は認められず、この説明を覆すような特段の事情も認められないことから、文書3は実施機関に存在しないと判断でき、不開示が妥当である。

4 審査請求の補正命令について

請求人の補正命令に対する主張は、実施機関の開示決定及び不開示決定の判断に関係するものではないため、審査会では判断しない。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表1 令和4年9月29日付け公文書開示決定通知書

	決定通知書に記載された公文書の名称
①	平成2年度 宮崎県教職員録(南方小学校)
②	平成3年度 宮崎県教職員録(南方小学校)
③	平成4年度 宮崎県教職員録(南方小学校)
④	平成5年度 宮崎県教職員録(南方小学校)
⑤	平成6年度 宮崎県教職員録(高千穂小学校)
⑥	平成7年度 宮崎県教職員録(高千穂小学校)
⑦	平成11年度 宮崎県教育職員録(延岡西高等学校)
⑧	宮崎県立高等学校再編整備計画(平成15年1月)

別表2 令和4年9月29日付け公文書不開示決定通知書

	決定通知書に記載された公文書の名称	不開示理由
⑨	平成2年度南方小学校長及び職員の経歴等文書	第7条第2号、第7条第7号エ
⑩	平成3年度南方小学校職員の経歴等文書	第7条第2号、第7条第7号エ、不存在
⑪	平成4年度南方小学校職員の経歴等文書	第7条第2号、第7条第7号エ
⑫	平成5年度南方小学校職員の経歴等文書	第7条第2号、第7条第7号エ
⑬	平成6年度高千穂小学校長及び職員の経歴等文書	第7条第2号、第7条第7号エ
⑭	平成7年度高千穂小学校職員の経歴等文書	第7条第2号、第7条第7号エ、不存在
⑮	平成11年度延岡西高等学校長の経歴等文書	第7条第2号、第7条第7号エ、不存在
⑯	平成12年度延岡西高等学校長の経歴等文書	第7条第2号、第7条第7号エ、不存在
⑰	平成25年度から令和4年度までに延岡高校で実施した模擬試験(東大模試等)の成績結果の文書	第7条第2号、第7条第4号、不存在
⑱	審査請求人の高等学校(全日制)生徒指導要録	第7条第2号
⑲	平成14年3月卒業者の卒業証書授与台帳	第7条第2号

別表3 令和4年10月19日付け公文書不開示決定通知書

	決定通知書に記載された公文書の名称	不開示理由
⑳	直近10年間において延岡高校で実施した模擬試験(東大模試等)の成績結果の文書	第7条第2号、第7条第4号、不存在
㉑	令和4年度延岡市立南方小学校職員の職務遂行に係る文書	不存在
㉒	平成6年度高千穂小学校職員に係る文書	第7条第2号、第7条第7号エ